

令和元年第7回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和元年7月26日
13時30分～14時30分

会 場 海老名市役所6階議員全員協議会室

令和元年第7回海老名市農業委員会定例総会

令和元年7月26日「令和元年第7回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 鈴木 守	2番 深澤 伸治	3番 清水 澄雄	4番 松島 淳一
5番 小島 富士男	6番 波多野 寛	7番 市川 和美	8番 竹内 章人
9番 新戸 和夫	10番 守屋 福夫	11番 宮墓 功	12番 金指 満
13番 二見 務	14番 大矢 美知子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝	16番 鈴木 信一	17番 尾上 富夫	18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行	20番 齋藤 孝一		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、管理係長 草薙 砂織、主査 加藤 謙次、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第35号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第36号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3	議案第37号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4	議案第38号	農用地利用集積計画（案）について
日程第5	議案第39号	令和2年度市農業施策及び予算に関する意見（案）について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 非農地証明書の証明願いによる専決処分について
- (2) 農地転用届出による専決処分について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後 1 時 3 0 分）

【議 長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 ご異議なしということでございますので、8番委員、9番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した）

【議 長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議 長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 異議なしということでございますので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

【議 長】 再開いたします。

これより5. 付議事項に入ります。

議案書6ページ、日程第1、議案第35号、農地法第3条の規定によ

市の方ですけれども、この方がこれまで所有されて、どのような管理をされてきたのか、その辺が分かったら、教えていただきたいと思います。

【主 事】 事務局のほうで聞いている限りでは、この譲渡人の■■■■■さんは、この農地を相続されて取得したのですけれども、最近までは海老名市に住んでおられたということまでは確認しております。

以上でございます。

【議 長】 ほかに。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ほかに質疑もないようでございますが、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号17について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第36号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 農地法第4条では、農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されております。これは、優良な農地を確保して、農業生産力を維持し、農業経営の安定を図ることを趣旨としたものです。

受付番号1、申請地は、中新田字■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■■平米、1筆、議案書のとおりでございます。現況は、市街化調整区域内の畑です。転用者は、河原口■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、転用の目的は、駐車場でございます。現地の案内図に関しましては、資料3-1をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、土地利用計画の平面図、造成計画の平面図、断面図をお配りしております。

以上でございます。

【議 長】 それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。6番委員。

【6番委員】 この場所は、特に問題になるような案件ではありません。駐車場とし

ては最適だと思います。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主事】 ■■さんが、申請地東側の近隣住民のための駐車場として農地転用したいという申請になります。近隣の住民の方々の子供たちの成長に伴い、一家に必要な車両数が増えたことが原因で、数年前からこの農地転用の話があったそうです。今回、地権者との合意が得られたとのことで申請がされました。

資料3-1の左下、農地区分をご覧ください。こちらの農地の立地基準は、第3種農地です。これは、申請地からおおむね300メートル以内に市役所が存していることから判断ができます。第3種農地は、農地転用が原則許可となる立地区分になります。

続きまして、資料3-2の土地利用計画図をご覧ください。図は、上側が北側になります。申請地を整地して、砂利で舗装し、転圧し、駐車場を整備する計画になっております。周囲は、西側と南側を既存のRC擁壁、東側を既存のコンクリートブロックが設置されておまして、これらをそれぞれ土どめとして活用します。土どめの頭は10センチほど出る計画になっております。各土どめの上には、既存の1メートルほどのフェンスが設置されており、これもそのまま利用することです。北側は既存の生け垣を残す計画で、生け垣部分の地面を現況どおりとし、砂利面より頭が10センチほど出る計画になっております。出入りは北東側からする計画になっておまして、出入り口は図面のおりアスファルトで舗装されます。雨水につきましては、申請地を砂利で舗装した上、敷地内浸透処理とする計画になっております。

続いて、断面図です。資料3-3をご覧ください。図にはA-A'、B-B'と記載がございますが、Aが東西断面、Bが申請地を南北に切った断面になります。西と南を既存のRC擁壁、東側を既存のコンクリートブロック、北を既存の生け垣の部分の地面をそれぞれ土どめとする計画となっております。これらによって土砂の流出、崩壊等が防がれる計画となっております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防

平成28年6月29日から令和元年7月26日までです。特例農地等の明細ですが、大谷北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、市街化区域内、■■■平米、ほか2筆、議案書のとおりです。全て生産緑地の畑で、合計、■■■■■平米です。事務局で7月11日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われれます。

以上でございます。

【議長】 事務局から提案説明がございました。
質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号13について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書9ページ、日程第4、議案第38号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号16から18について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主査】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申し出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程させていただきます。この審議を経て、海老名市に対し計画案を送付し、農用地利用集積計画を定めるよう要請いたします。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。

受付番号16から18、借り手は全て杉久保北■■■■■■■■■■、株式会社■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■■■で、貸し手がそれぞれ異なります。

受付番号16の貸し手は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りをする農地は1筆で、杉久保南■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■■平米です。貸し借りの種類は使用貸借権の設定、利用目的は普通畑、貸し借りの期間は、令和元年8月1日から令和3年12月31日までの3年間です。農業振興地域内の新規の計画です。

続いて、受付番号17、貸し手につきましては、本郷■■■■■■、■■■■■■■■、貸し借りをする農地は1筆で、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■■平米です。貸し借りの種類は使用貸借権の設定、利用目的は普通畑、貸し借りの期間は、令和元年8月1日から令和3年12月31日までの3年間です。農業振興地域内の新規の計画です。

続いて、受付番号18、貸し手は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し借りをする農地は1筆で、杉久保字■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■■平米です。貸し借りの種類は使用貸借権の設定、利用目的は水田、貸し借りの期間は、令和元年8月1日から令和3年12月31日までの3年間です。農業振興地域内の新規の計画です。

補足説明を続けて行います。借り手は市内の認定農業者で、7月11日に事務局で現地確認をしたところ、いずれの土地も農地として管理されていました。農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われれます。

以上でございます。

【議長】 それでは、事務局から提案説明がございました。

一括して16、17、18の質疑を受けたいと思いますので、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も意見もないようでございますので、採決をさせていただきますが、採決は受付番号16、17、18と分けてさせていただきたいと思えます。

受付番号16について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号17について、採決をさせていただきます。賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号18について、採決をさせていただきます。賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書10ページ、日程第5、議案第39号 令和2年度市農業施策及び予算に関する意見（案）についてを議題といたします。

本案につきましては、7月16日に農政小委員会を開催しておりますので、8番委員から、審査結果の報告をお願いいたします。

【8番委員】 それでは、7月16日、令和元年第2回海老名市農業委員会農政小委員会を開催し、資料4のとおり、令和2年度市農業施策及び予算に関する意見（案）をまとめさせていただきました。内容の詳細につきましては事務局から説明させますので、よろしく申し上げます。

以上です。

【議 長】 それでは事務局、説明をお願いいたします。

【事務局長】 それでは、詳細について説明をさせていただきます。当日の配付となり恐縮でございますが、この資料4をご覧ください。内容の概要は、この資料4をご覧ください。内容の概要は、この資料4をご覧ください。

7月16日開催の農政小委員会におきまして、委員の皆様からご意見をいただきまして、取りまとめた内容になっております。今回は意見項目5項目が掲げられてございます。内訳は、昨年からの継続要望が2件、新規要望が3件となっております。

各意見項目の説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。恐れ入りますが、内容は資料にお示しして

ございますとおりでございますので、その読み上げではなく、ご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、「1 農地等の利用の最適化の推進について」ご説明いたします。

本意見項目は、農業委員会等に関する法律による法定の要望事項としてご提案するものでございます。平成27年に改正された農業委員会等に関する法律では、その第38条におきまして、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策」の改善について「関係行政機関又は関係地方公共団体に対し意見を提出しなければならない。」ことになっております。

案文の中にごございますように、本市では平成31年3月現在、農地面積526ヘクタールに対し、集積面積は95ヘクタール、集積率は18.06%です。その1年前の平成30年3月現在の17.14%から増加はいたしておりますが、分母としての農地面積全体は539ヘクタールから減少しておりますので、集積率の向上だけでは楽観視できない状況でございます。農地等の利用の最適化の推進に当たる農業委員会として、市に対し、農家にとって農地利用集積の動機づけとなるような施策を検討し、実施することを新規要望するものでございます。

続きまして、「2 農地への不法投棄対策について」でございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、第6条の2第4項において、「土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物」は「なるべく自ら処分するように努める」ことになっております。そして、同法第5条第2項では、「土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。」としています。

しかしながら、実際、市に通報しても、農家としてはこれら不法投棄物を自己処理する手段に乏しく、被害を受けた立場としては自己負担での原状回復には戸惑いを覚えるところでございます。このため、法の定める自己処理の原則については理解をした上で、土地の所有者としての管理能力

の範囲を超えていたり、速やかに原状回復を行わないと当該農地の作物や周辺農地に悪影響を及ぼしたりするような不法投棄物については、その分別、収集、運搬、処分について市の支援を仰ぎたい旨を要望するものでございます。

案文の中にもございますが、来る9月30日には、可燃ごみ及び一部不燃ごみについて収集の有料化が開始されます。農家としては、農地への不法投棄が増加するのではないかという不安がありますので、この機を捉えての新規要望としたものでございます。

続いて、3ページをご覧ください。「3 海老名市の都市農業振興施策の進め方について」ご説明いたします。

平成27年4月22日に都市農業振興法が公布、施行され、都市農業振興は重要性を増しています。同法第10条で定めている地方計画として、本市では平成28年に新農業振興プランを策定しております。その中では、例えば先進技術の導入など、農業経営の効率を高めるために役立つものを実施していくこととなっています。

具体的には、ICT、情報通信技術やAI、人工知能の活用によるスマート農業の研究事業にも取り組んでいるところです。

このほど、市内でICT活用に取り組む農家のイチゴが国際味覚審査機構の味覚審査の結果、優秀味覚賞を獲得いたしました。スマート農業の活用成果が具体的に出始めているので、案文の中にもございますが、今後、市の施策内容や先進技術の情報については、農業者を対象に勉強会や講習会等を開催するなど、情報提供を幅広く行い、各農家が改めて農業経営を検討する機会をつくり、さらに農業者の意見を聴取しながら、PDCAサイクルを取り入れ、各施策を進めていくよう、前年度から継続として要望いたしたいものでございます。

続いて「4 有害鳥獣被害対策の継続と施策の市民への周知について」ご説明いたします。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第8条では「鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等をしてはならない。」とされています。どうしても鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等をしようとする者

は、都道府県知事の許可を受けなければならないともされていますが、本市では、県の条例に基づきまして市長の許可となっております。許可の事務は農政課が取り扱っております。

アライグマやハクビシンなどによる農作物の食害を受けた農家は、捕獲について市から許可を受け、委託された業者に頼むか、自分で市が所有する箱わなを借りて捕獲し、委託業者に回収、処分してもらうしかありません。

近年のアライグマとハクビシンの捕獲数は、平成28年が、アライグマ16、ハクビシン10、合計26、平成29年が、アライグマ22、ハクビシン10、合計32、平成30年が、アライグマ15、ハクビシン3、合計18と、ふえたり減ったりしています。調査から捕獲、処分までの全ての作業を委託した場合、1件当たり1万円以上の委託費がかかるようです。市の財政規律があることは理解しますが、個体数の減少を図るために捕獲の許可を出しているのですから、捕獲数の多少にかかわらず、現在の取り組みを継続するよう、前年度に引き続き要望いたしたいものでございます。

カラスに関しましては、とまり木となる樹木の適正管理について市民に働きかける取り組みを引き続き要望いたしたいものでございます。

最後に、資料4の4ページ、「5 生産緑地の2022年問題への対応について」ご説明いたします。

まず、2022年問題についてご説明いたします。生産緑地として指定してから30年を経過した後に、市に買い取り申し出をすることができるようになっております。通常は、農業従事者の死亡や故障などで農業に従事できないといった理由で、その旨申し出をした後で、生産緑地の指定が解除となりますが、そうしたこともなく30年経過すれば、買い取り申し出ができるようになっております。

平成4年、1992年に生産緑地の指定がスタートして、ちょうど30年経過するのが2022年でございます。全国的には8割の生産緑地が30年を経過するとも言われています。そうすると、大量の生産緑地の買い取り申し出が出ます。買い取りをしない場合は指定解除となって、市街化

区域の農地が減り、都市部の緑として活用されない農地が多数発生します。農家側にとっても、解除によって農地課税の適用がなくなってしまう可能性があります。こうしたことが危惧されているのが2022年問題でございます。

問題解決のためには、引き続き生産緑地の指定を受け続けてもらうことが一番です。平成29年5月に生産緑地法が改正され、特定生産緑地制度が設けられました。これは、生産緑地指定をした方が30年に到達する前に、あと10年継続したい旨手続すれば継続指定となるもので、指定した場合に、名称が特定生産緑地に変わります。

また、いわゆる緩和条例というものを制定した市区町村は、生産緑地指定の面積が300平方メートル以上まで緩和できます。案文の中にもありますが、本市でも海老名市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定施行し、300平方メートルまで緩和する対策を講じています。

既にこうした新制度が発足しており、その適用を受けるためには手続を経る必要がございます。農地の所有者がこれらの新制度を十分理解し、利用が動機づけられるような効果的な働きかけを行うことにより、優良な農地が多数存続できるよう、新たに要望いたしたいものでございます。

大変雑駁でございますが、ご説明は以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、質疑も意見もないようでございますので、今事務局から説明がございましたとおり、また、8番委員から報告がありましたとおりの内容で賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書11ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)非農地証明書の証明願いによる専決処分についてを案件といたします。

受付番号5について、事務局から提案説明をお願いします。

【主 査】 農地法は現況主義をとっておりますが、登記簿上の地目が農地でありながら現況は農地以外のものになっており、現況が農地法に規定する農地に該当しないと認められる土地については、農業委員会が、農地法に定める農地ではないという証明をすることができることになっています。この証明が非農地証明です。非農地の定義は、農地に復元することが著しく困難であること、転用後の年数が基本的に10年以上であること、現在、農地だったとして、転用許可を受けることのできる立地や目的などの条件であること、周辺の農地の営農条件に支障を生じていないことなどの要件がありまして、全ての要件にかなう場合にのみ証明を出すことができます。

議案書の11ページをご覧ください。

受付番号5、申請地は、中河内字■■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■■平米です。申請者は、中河内■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、現在の状況ですが、建物の敷地として使用されてきました。案内図及び現地の写真は、資料5にごございますので、ご覧ください。

土地の経過ですが、昭和55年6月30日に、■■■さんという方の自宅建物が建てられ、その後も■■■さんの住宅の敷地として使用され続け、現在に至っているとのことです。当該申請地は、農地転用の許可を受けた経緯はありません。6月28日に、農地小委員会の5番委員、20番委員、13番委員と事務局職員とで現地確認調査へ行き、現況は住宅の敷地として利用されていることを確認しました。

また、固定資産評価証明を確認し、転用後の経過年数が10年以上であることを客観的な資料でも確認しております。

そのほかの要件も満たしていることを確認し、これらの状況から、当該地は非農地に該当すると判断し、非農地であることを証明しました。

以上、報告になります。

【議 長】 それでは、現地調査委員の意見をお伺いいたします。5番委員。

【5番委員】 6月28日に現地を調査してまいりました。この場所には、敷地いっばいに住宅が建っており、既に農地ではありませんでした。

以上です。

【議 長】 それでは、質疑のある方。

【11番委員】 ちょっと教えていただきたいのですが、登記簿上、農地だということでは家屋が建っているわけですが、通常、違法性がないのかどうかという問題についてはどうなのですか。税法上は現況評価ですから、特に問題はないのかなと思いますけれども、そのほか、確認申請等においても転用していないということに対する違法性という問題は、ここには存在しなかったのですか。

【主 査】 事務局で、建築確認等がどのようにされたとか、その辺は、確認はしておりません。ただ、建物の謄本は参考資料ということで、申請者から添付がございまして、建物の登記はきちんとあることを確認しております。

また今回、非農地証明の証明をするに当たりまして、その要件に該当していれば、農業委員会は非農地証明を出すということでございますので、そもそも建てられたときが適法だったかどうかというところまでは、通常、調査はしておりません。

事務局で確認していることについては以上でございます。

【議 長】 ほかに。

ほかにないようでございますので、受付番号5について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、了承とさせていただきます。

次に、議案書12ページから14ページまでの農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

農地法第4条の受付番号15から17までの3件と、農地法第5条の受付番号32から38までの7件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主 査】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが、農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第6号です。

議案書12ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和元年6月1日から6月30日まででございます。受付番号15から17までの3件、全て畑で、506.56平米です。

続きまして、議案書の13ページ、14ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく令和元年6月1日から6月30日まででございます。受付番号32から38までの7件で、田、25平米、畑、1,465.34平米、合計、1,490.43平米です。

以上、これらにつきまして、専決処分で受理したことを報告いたします。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。

質疑のある方は一括でお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑がないようでございますので、この案件につきましては承認とさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、議案書15ページの(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号10から11までの2件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 相続など、農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないことになっております。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった場合のみ、現地調査をいたします。

受付番号10、権利を取得した者は、本郷■■■■■■■■、■■■■■■、権利を取得した日は、平成30年1月3日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、本郷字■■■■■■■■■■、現況地

目、畑、台帳地目、畑、■■■平米です。

続いて、受付番号11、権利を取得した者は、大谷北■■■■■■■■、■■■■、権利を取得した日は、平成30年7月27日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、大谷北■■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■平米、ほか3筆、議案書のとおりです。

以上でございます。

【議長】 事務局からの説明が終わりました。

質疑のある方。いらっしゃいませんか。

【8番委員】 この受付番号11番のほうの、雑種地となっているのですけれども、これは何ですか。市街化区域のところ雑種地になっているのではないですか。

【主査】 受付番号11のナンバー2で、確かに台帳地目、雑種地という筆がございますけれども、農地法は現況主義でございますので、もともとは雑種地として利用されていたと思われましてけれども、現在は、そこを開墾して畑として利用されているということかと思われまして。

以上でございます。

【議長】 ほかに。

(「なし」の声あり)

【議長】 ほかに質疑がないようでございますので、この件につきましては了承とさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、受付番号10から11までの2件につきましては了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何かございますか。ありませんか。

ほかにないようございますので、2番委員から閉会の挨拶をお願いい

たします。

【2番委員】 本日は、長時間にわたり慎重審議をしていただきましてありがとうございます。これで7月の定例総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

(終了 午後2時30分)